

バスク政府テロ事件被害者事務局による援助

1. 健康への補償

< 援助の概念と適用範囲 >

健康に対する援助とは、バスク健康管理法にある条件のテロ行為の結果被った全ての障害を緩和するために必要な医療上の援助である。したがって、肉体的損害によって発生した経済的損害賠償に関するものではなく必要な医療治療に関するものである。

< 有資格者 >

バスク自治政府の公共医療システムに配属されたリソースを通して提供される医療サービスの享受者でなく、バスク地方内で起こったテロ行為により被害を被った者。

2. 心理的援助および心理教育的援助

< 援助の概念と適用範囲 >

この援助の目的はテロ行為により精神的ダメージを被った被害者や、その家族又は同居人の傷を緩和する為に必要な心理的手当をすることである。この援助を通して、各人に合わせた必要な心理的治療コストが最高3,100ユーロまで支払われる。

< 有資格者 >

精神的な治療を必要とする、テロ事件による被害者、その家族又は同居人を給付対象とする。

< 必要な手続きと提出書類 >

事件の当事者、又は当事者が未成年だった場合にその両親、禁治産者であればその後見人が、「テロ事件被害者支援執行部」に対してこの援助の申請をするものとし、患者の症状と望ましい治療と治療期間が記載された公的医療機関に属する医師による書類を提出するものとする。

「テロ事件被害者支援執行部」は、その提出された書類を考慮して、被害者が援助を受けるに相応しいか否かを判断する。

「テロ事件被害者支援執行部」が被害者は援助を受けるに相応しいと判断した場合、援助金は、治療にかかわった専門家に支払った報酬と発生した経費の受領書のオリジナルを事前に提出することで四半期の終わりごとに支払われる。

申請手続きは、正しく記入した申請書類、身分証明書のコピー、テロ事件の被害を受けたことの証明書、仲介する銀行の申告書、患者の症状と望ましい治療と治療期間が記載された公的医療機関に属する医師の報告書、治療にかかわった専門家に支払った報酬と発生した経費の受領書のオリジナル、そして他の行政機関からの心

理的援助を受けていないことの宣誓宣言書を持って開始される。

3. 教育に対する援助

< 援助の概念と適用範囲 >

「テロ事件被害者支援執行部」は教育の分野に関する直接的な支援は規定していないが、2002年の政令214はその第2章でバスク自治州における全てのレベルの公立教育機関への授業料免除、またバスク自治州の他の人々に共通して要求する基準を緩和し、これらの援助に対してテロの犠牲者達がアクセスし易くするために、毎年、教育大学研究省（訳者注記：バスク自治州の文部省）が公示する奨学金や援助を得る為の経済的・学力的例外を定めている。

< 奨学金と援助 >

収入の水準：毎年文部省が公募する援助や奨学金にアクセスするための収入の上限レベルに1.75の修正係数をかけて上限を引き上げる。

学力的必要基準：例年の文部省により公示される援助や奨学金を給付されるための学力的必要基準に関しては、テロ事件が起こってから最初の年度はこれは適用されず、次年度に必要基準の0.60倍を基準として適用する。

学費の免除：2002年の勅令214の第9条は、テロ事件の被害者やその配偶者、子供、又は法的にその被害者に保護されていた者に対して、バスク自治州内の大学やその他の全ての公的教育機関の授業料やその他の教育関連手数料を免除すると規定している。

< 有資格者 >

テロ行為により直接被害を受けた者、その子供または被害者に法的に保護されていた者を有資格者とする。

< 必要な手続きと提出書類 >

「テロ事件被害者への支援執行部」には教育分野での奨学制度や援助に関しては制定されていないが、バスク自治州官報に発表される、文部省による毎年の援助や奨学金の公募の中で、提出書類が定められている。

必要な書類は、それぞれの公募に定められた期間・場所に提出しなければならない。これらの書類に添付して、経済的・学力的必要条件の緩和適用の為のテロ事件被害者を証明する書類も提出する。この証明書は一度のみ、入学手続きをする一年目にその効力を発揮するように提出すれば、その後は自動的に後続の学年に適用される。

前述の学費免除に関しては、学費免除を申請する入学手続きの最初の年に、テロ事件被害者の証明書を入学

申し込み書と共に一度だけ提出することで適用され、これは自動的にその後の在学期間にも適用される。

教育分野の援助を希望する被害者は、援助や奨学金申請用の所定の申請書を、希望する援助や奨学金の公募で指定された場所に提出するか、「テロ事件被害者支援プログラム」適用申請書を添付して「テロ事件被害者支援執行部」に提出する。援助申請のための期間は、奨学金や援助の一般公示において決められた期間とする。ただし、初めて申請する援助はいつの時点でも手続きすることができる。しかし、経済的効果がもたらされるのは申請した学年以降である。

4．住居への援助

< 援助の概念と適用範囲 >

特別に住居を必要とするテロの犠牲者はそのニーズを満たすために専門的なコンサルティングを所轄の行政サービス部門から受けることができる。同様に前述の状況にある者は社会保護住宅（VPO）の落札に必要な住民登録が免除される。

< 有資格者 >

テロ行為の被害者であり、特に住居の必要に迫られている者。

< 必要な手続きと提出書類 >

テロ事件の被害者は、正しく記入された援助プログラム適用申請書を、財産の届出と住居の必要性を説明する報告書と共に、「テロ事件被害者支援執行部」に提出しなければならない。

「テロ事件被害者支援執行部」は、提出された書類を審査した後、所轄の行政サービス機関の援助を受けるに相応しいか否かを決定する。

5．労働への援助

< 援助の概念と適用範囲 >

テロ事件の被害者は労働雇用社会保障省の労働復帰計画やプログラムの適用において各人に合わせた援助を受けられる。専門職のキャリアを続けていくために、また被害者の職業人としての人生の再方向付けするための助言や情報提供をするために、労働省のオリエンテーションサービス部が申請者に対して各人に合わせた対応をする。

< 有資格者 >

この援助を受けられる人物は、テロ行為の結果大きなダメージを受け仕事が困難になったりできなくなってしまった者や労働市場において職を見つけることが困難になってしまった被害者である。

< 必要な手続きと提出書類 >

身分証明書と履歴書の「テロ事件被害者支援執行部」への提出をもって、この援助の申請とする。

6. 物質的損害への援助

< 援助の目的と適用範囲 >

この援助の目的は、テロ事件により個人又は法人が受けた動産・不動産の被害に対してその財産が保険を伴っているかどうかに関わらず、ある金額を支給することである。

援助額は、いかなる場合でも、他の行政機関や公的機関や民間の機関からの補償金と併用した場合にも、単一であっても被害総額を超えることはあってはならないものとする。

援助額は査定書にまたは被害の程度を計算するベースとなった書類に記載された金額から保険により受け取ることができる補償額を差し引いて決定される。

全ての場合において、他の行政機関や保険会社に認められた補償額に対して補足的性格のものである。したがって、賠償金額からそれらの金額は差し引かれる。

給付対象者一人がひとつの事件または被害により受けられる限度額は90.152ユーロとする。この限度額はこの章の援助を包括し、同様に第七章のそれも包括する。

言及された被害の存在と被害総額の証明は、適切な査定を作成をもって行う。

前述の内容にも関わらず、被害額が600ユーロ未満の場合の援助に関しては、修理費請求書の提示のみが必要とされ、査定を行う必要はない。

同様に前述の金額以下の修理見積もりを提出した場合も査定を行う必要はない。この場合は援助授与の行政裁定の通知日の翌日から数えて1か月以内に受給者は該当の請求書を提出しなければならない。

・ 住居に関する援助

援助額決定における適用のためには、1年のうち6か月と1日以上被害者がその建物に住んでいた場合、これを「通常の住居」とみなし援助を受けることができる。

同様に、その住居に住み始めてから1年が経過していない場合も、そこに居住し始めた日から少なくとも半分以上の期間そこで暮らしていた場合、そこを「通常の住居」とみなす。

住居に損壊が発生した場合、その住居が被災者の「通常の住居」としての性質を持っているか否かにかかわらず、この章の冒頭の「援助の目的と適用範囲」の中の規定に従い、証明された損害額の100%に当たる援助金が支給される。

この損害賠償の目的は、住居を事件以前の状態に戻すために、損害を被った骨組み、各種設備、家具の補償をするが、奢侈品や修理を行うために必要な検討費用についてはその限りではない。

区分所有の住居の共有部分に被害が発生した場合にも同じパーセンテージが適用される。

共有不動産内のガレージやその他の従属物もその一部とみなしこの規定の対象となる。

住居の修復が不可能な場合や、修復費用が、土地の価値は除いて、その時点で時価の50%を超える場合には、援助の金額は次のように決定される。

a)完全に住居をなくした被害者がバスク自治州内に引き続き住むために似通った家を購入すること又は住居の再建築を希望する場合、補償額は固定資産税のために設定されている台帳価格に達することもあり、90,152ユーロという限度額を超えることもある。不動産の取得を希望しない場合は、他の住居を賃借するための補助金を最大で20年間、毎年受け取ることができ、被害者が住むことになる自治州内の市町村の平均賃貸料が基準となる。援助総額は制定された限度額を超えないものとする。

b)居住者が用益権や居住権所有者でありながら住居に住んでいた場合、他の住居を賃借するための補助金を、最大で20年間、毎年受け取ることができ、被害者が住むことになる自治州内の市町村の平均賃貸料を基準とする。援助総額は制定された限度額を超えないものとする。

不動産の損害額の計算は、その修理費用を基にして行われ、使用状態や維持状態による減額はしない。いかなる場合でも以前の状態よりも改善した分については援助額に含まれることはない。

動産財産の被害額決定にあたっては、被害を受ける直前の時点での実価値を考慮する。

・施設や組織本部に関する援助

商用施設や産業用施設の場合は、それらの施設を再度機能するようにするために必要な修繕費の100%が一項の<援助の目的と適用範囲>に示された限度と規定に従い支給される。

政党や組合や社会的組織の本部が損害を受けた場合にも、再度事件前と同じ機能を持った施設に修復するための100%の援助が規定に従い支給される。

・乗り物に関する援助

個人の車の受けた被害は賠償を受けることが出来る。公共機関のものでない人や物品の陸上輸送用の車も同様である。

賠償額はその修理に必要な100%の金額である。ただし修理費がその乗り物の売値より高くなる場合には、市場にて似た性能を持つ乗り物を専門家が査定し、90,152ユーロを限度に、同価値の新たな乗り物が購入できる金額を援助する。乗り物が全壊した場合もまったく同じ賠償がされる。

< 給付対象 >

この援助金は、所有者又は法的に修理を行おうとする者又は修理を行った者が給付対象である。

< 必要な手続きと提出書類 >

一般的に、物質的被害に対する援助の申請の為の行政手続は、当事者が申請することで開始される。申請にあたっては所定の援助申請書、身分証明書又は納税者番号のコピー、告発状のコピー、場合によっては委任状や管財人使命状のコピー、損害を受けた物件の証書のコピー又は法的に認められている名義を証明する書類若しくは賃貸契約書、保険を契約している場合は補填額の記載されている保険証券のコピー、契約していない場合は保険を契約していないという誓約書、保険補償コンソーシアムに送った災害通知書のコピー又は、これはその時になってからで良いが、保険補償コンソーシアムの支払書のコピー、仲介する銀行の届出書を提出する。

一般的に、次に挙げる必要条件を満たすことが必要である。

- a) 物的損害が、バスク自治州内で起きたテロ行為に起因すること。犯行声明があってもなくても同じ扱いとする。
- b) 国務局安全副大臣がテロ被害者支援プログラムへの適用のためだけの目的でそうであると職権で保証していること。または被害者がその犯行を事前に告発していること。テロリストによる犯行声明がなかった場合、テロ事件であることの証明は、知る限りでのこれまでの経緯や、その当時の状況やその後の状況を総合的に評価して合理的に推定しながら行う。
- c) 被害者が損害賠償のために適切な行為を実行することをコミットすること。同様に、援助の委譲の為に考慮された状況の全ての変化を報告することのコミットメント。そしてとりわけ他の行政機関や公的また私的機関が支給した援助で評価された被害額以上になる結果をもたらすと想定されるものについてはその報告をしなければならない。経済統制局やバスク公的会計監査局が行う監査や査察行為に協力すること。

請願書提出の期間は、テロ事件が起こった翌日から1年間とし、これはいかなる理由によっても中断されない。

申請に対し決定を下しその通知をするまでの期間は最大6か月である。ただし、状況により望ましいと判断された場合は、最大3か月まで期間延長が認められる。

これらの裁定（決定）はバスクの官報に発表されることはなく、ただ当事者にのみ通知される。

最長期限が過ぎても裁定が下されず当事者に通知されない場合、これは1992年11月26日の法30の第43条の規定に従い認可されたものとみなす。

事故発生時に、被害者の財産を保証に含めたにも関わらず、何らかの理由で保険会社や保険補償コンソーシアムによって損害賠償が支払われなかった場合、援助の委譲手続きは、その損害賠償が支払われるまで中断する。

7. 交通手段と滞在費の援助

< 援助の概念と適用範囲 >

この援助の目的は、バスク自治州に属していない人々が、同自治州内で起こったテロ事件の被害を受けた結果として生じた宿泊費と車の経費を援助することである。

乗り物の損害:バスク自治州に属して(住んで)おらず、同自治州内を移動している時にテロ事件の被害に遭い、乗っていた車が破損または故障してしまった人々には、乗り物を修理している間1人1日あたり73ユーロを限度にホテルに宿泊する費用として援助される。

人的な被害: 人的な被害を負ってしまった場合、病院に通い障害の治療をしている間、付き添いの人一人に1人1日あたり73ユーロを限度にホテルに宿泊する費用が援助される。また、乗り物の修復が不可能だった場合や、付添い人が希望する場合は、付添い人の居住地域への帰省にかかる費用も援助される。

同行者が複数おり、入院期間が1週間以上に及ぶ場合は、援助は唯一1名分のみ支払われる。

< 給付対象 >

バスク自治州の住人ではないが、同自治州内を移動中にテロ行為の被害を受け車の故障や破壊を受けた人々、また人的被害を受けた場合、その付添人。

< 必要な手続きと提出書類 >

手続きは被害者が申請をすることで開始する。申請に当たって、被害者は支援申請書、身分証明書もしくは納税者番号のコピー、提出した被害届けのコピーと実際にかかった費用の勘定書を提出すること。

8. 再居住への援助 (9月24日付勅令214/2002 第21条)

< 援助の概念と適用範囲 >

通常の居所であった住宅が被害を受けそこに住むことが不可能になった場合、被害の起こった市町村または隣接する市町村の平均的な住宅の賃借料に相当する支援をする。又は1人1日あたり上限73ユーロの、ホテル滞

在費が修復に要する期間の間支給される。

< 給付対象 >

テロ事件で被害を被った家で1年間に6か月と1日以上生活していることが、援助を受ける条件である。

< 必要な手続と提出書類 >

手続は被害者が申請をすることで開始される。申請に当たって、被害者は支援申請書、身分証明書もしくは納税者番号のコピー、提出した被害届けのコピーと実際にかかった費用の勘定書を提出すること。

9 . その他の支援（9月24日付勅令214/2002 第22 , 23 , 24条）

< 援助の概念と適用範囲 >

商業活動あるいは産業活動のため所有していた財産が損害を受けた場合、また被害者の家族の経済状況によって被害を受けた所有物の修復が速やかに行えない場合に、その修理をするためのつなぎ融資の金融コスト援助がある。

< 給付対象 >

被害者が商業活動のため所有していた物質的財産が損害を受けた場合、また被害者の家族の経済状況によって損害を受けた所有物の修復が速やかにできない場合、これらの被害者を給付対象とする。

< 必要な手続きと提出書類 >

援助授与の手続きは被害者が申請をすることで開始する。被害者は、支援申請書、身分証明書のコピー、つなぎ融資を証明する書類、その他、被害者が必要と判断した書類を提出する。前段で言及した家族の経済的困窮状態の評価をするために「テロ事件被害者支援執行部」は家族の経済状況を知るためのあらゆる情報を要求することができる。特に、被害者の居住地の役所の社会福祉課に対して、その報告書を要求することができる。

申請期間は、テロ事件発生の翌日から1年間とし、裁定にかかる期間は原則最高6か月とする。ただし、期間延長で意見が一致した場合、さらに3か月延長することができる。

最長期限が過ぎても裁定が下されず、当事者に通知されない場合、これは1992年11月26日の法30の第43章の規定に従い、申請は承認されたとみなされる。

10 . 特別な援助（9月24日付勅令214/2002 第25条）

< 援助概念と適用範囲 >

個人を困窮状態に陥れた、評価また検証可能な物質的または人的被害に対して政府審議会は特別支援を授与することが出来る。その為には2002年の勅令214に示された管轄機関がそのような状態を適切にカバーするに

は通常の援助では不十分であることまたは通常の援助が出されていないことを事前に確認していなければならない。援助授与審査書には特別援助の授与を必要とする条件が揃っていることを証明する査定専門委員会の報告書が添付されなければならない。

< 給付対象有資格者 >

テロ行為の結果、評価、検証が可能な個人的な困窮状態に陥ったテロの犠牲者であり、通常の援助方法では救済されない者。

< 必要な手続きと提出書類 >

特別援助委譲の審査は、必要性や経済的困窮状態を説明する報告書とそれを裏付ける証明書を被害者が提出し援助の申請をすることで開始するものとする。

「テロ事件被害者支援執行部」は提出された書類を分析し、特別援助委譲の申し出を査定専門委員会にする。

査定専門委員会は、申し出や提出された書類を考慮しまた、委員会の構成員の半数以上の賛成があれば、担当顧問官への報告書の上申を決定する。この報告書には特別援助の授与を必要とする条件が揃っていること、またそのために政府審議会にその提案をするべきである正当な理由が書かれている。

11 . 団体組織に対する支援（テロ行為の犠牲者支援を推進する組織に対する援助を規定する2002年12月30日内務大臣省令）

< 援助概念と適用範囲 >

この援助の目的は、バスク地方に住むテロ事件被害者を人道的にまた心理的社会的に援助するための活動や企画に対して補助金を出すことである。

補助金は、次に挙げる活動のいずれかを団体が実行したり奨励するために使用されるものとする。

a) 社会福祉活動の奨励。これは基本的に物質的・社会的分野において行政の活動を補うような活動。または通常の法規制度ではカバーしきれないため援助が必要であると団体が認めた個人的状況を支援する活動。

b) 団体組織活動支援。被害者やその家族に対する支援活動のために生じた、組織の運営上の諸費用に対する援助。（賃貸料、電気代、電話代、事務員などの経費）

c) 情報番組の作成、被害者への認識を促進し、市民の共感を呼ぶ為の振興活動。

< 給付対象 >

バスク自治州内に住所を持つ合法的に設立された民間法人組織で利益をあげることが目的とせず、その団体

の定款に書かれた活動目的が上記のいずれか若しくは複数の活動を目的としている団体。

< 必要な手続きと提出書類 >

当事者は、バスク自治体が毎年行う補助金募集要項の公示から1か月以内に、申請手続きを開始しなければならない。

申請には次に挙げる書類を必要とする。

a) 申請書に署名する者の身分証明書のコピー

b) 組織の設立証書、定款、登録証明書のコピー

c) 組織を代表しその義務を引き受ける機関であることの証明書又は組織を代表する代理人であることを証明する書類

d) 目的、方法論、対象者、犠牲者に対応する場所の記載された企画報告書

e) その組織で企画を推進するためのグループの人員

f) 企画に必要な費用の詳細。又その資金繰り

g) 所轄の行政機関により発行された納税義務を果たしていることの最新の証明書

h) 他の機関に申請している援助の一覧表。その中には申請を提出した民間または公機関の名前、その状態（申請が拒否されたり裁定待ちであったり、又は援助を受領済み等）を記載すること。また他の援助を申請していない場合はその旨を証明する書類。

i) 以前にバスク自治州の援助を受けている場合を除き、財務管理コード番号のコピー

j) 以前にバスク自治州の援助を受けていない場合に、申請者と該当の銀行により捺印および署名された「第三者データ届出書」の原本。この用紙は行政大蔵省が規定したものであり、「テロ事件被害者支援執行部」で入手できる。

k) その他、評価基準のために第7条に記載されている事由を証明するために申請者が必要と看做したすべての書類

援助金の授与とその金額の算定に当たっては提出された書類の中で以下の条件があるかどうかを評価する。

- a) 以前にテロ事件被害者の為に似たような性質をもつ企画を行った経験がある。(10点満点)
- b) 各補助の項目に設定された目的を達成するために、提示された提案がどの位適切であるのかそのレベル。(10点満点)
- c) 企画の支援対象となる人数とその適用地域の範囲。(20点満点)
- d) 企画の独創性、安定性、継続の見込みと、他の活動ではカバーできていない社会的分野への影響力。(20点満点)
- e) 企画実現のために必要な人員、機材。(20点満点)
- f) 組織が今後発展させていく活動や提案された企画の継続性、安定性、信頼性。(20点満点)

審議会は、関連規定及び又上記の基準により、申請書提出期限終了後、3か月以内に提出された申請に対する裁定を下す。補助金授与の裁定を示す省令は前述の期限内にバスク自治州の官報に公示される。

この省令が申請の終了から3か月以内に公示されなかった場合には、申請は却下されたものとする。